岡山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 岡山市

(1) 現況

本地域は、明治 22 年の岡山市制施行以来、合併を重ねる中で、徐々に農地面積が増えてきたという歴史的な背景があり、南部の干拓地、中部の丘陵地、北部の吉備高原など、様々な地形と自然条件の下、米、麦類をはじめマスカット、ピオーネ、白桃、梨、柿等の果樹栽培、なす、れんこん、黄にら、青ねぎ、白菜等の野菜栽培、洋ラン、ブプレウラム等の花き栽培、乳用牛、採卵鶏等の畜産業等、地域の特性を活かした特色のある農業が営まれている。

しかしながら、農業地域では過疎化・高齢化や宅地化による非農家の混住化等が進んでおり、これまで多面的機能の発揮を支えてきた地域の共同活動の継続が困難になってきていることから、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画により、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

また、生産条件の不利な中山間地域では、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

[各区の農業の特徴]

北区 | 付加価値の高い地域特産物。

(一宮・津高地区) 白桃、マスカット、グロー・コールマン、紫苑

(足守地区) 温室メロン、なす、ブプレウラム

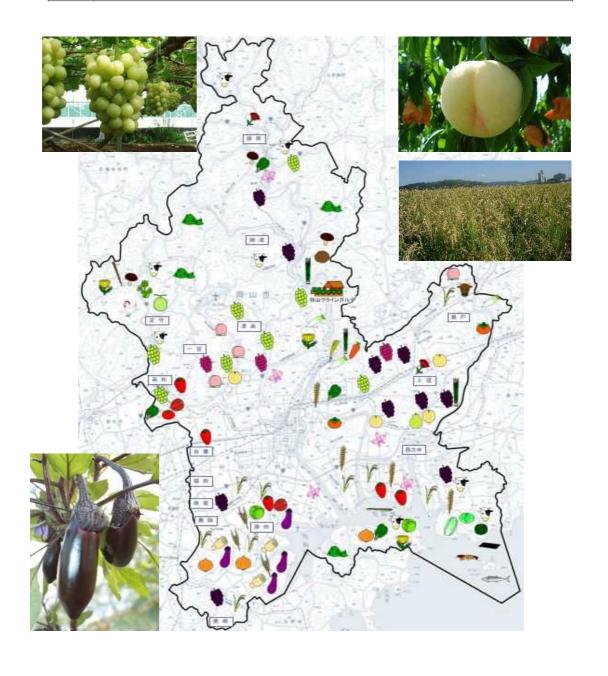
(御津地区) 山の芋、ピオーネ

(建部地区) ヨーグルト、ピーマン、きゅうり

(高松地区) いちじく、有機無農薬野菜

(牧石地区) 黄にら、青ねぎ、パクチー 他

中区	雄町米など銘柄米生産や都市型農業を展開。南部干拓地は米作を中心とし		
	た優良農地。		
	(沢田地区)柿		
	(雄町地区) 酒米 他		
東区	北部丘陵地ではぶどう栽培など高付加価値型農業。南部には市有数の穀倉		
	地帯。(上道・古都地区) ピオーネ、オーロラブラック(雄神・西大寺地区) 愛宕梨、いちご、ピオーネ、オーロラブラック		
	(瀬戸地区) 太秋柿、白桃 他		
南区	興除・藤田・灘崎を中心に機械化による大規模水田農業を展開。		
	(南部干拓地)米、大麦		
	(藤田地区) レタス、たまねぎ、夏秋なす		
	(灘崎地区) 千両なす、ぶどう、れんこん 他		



(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、農業の有する多面堤機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項1号に掲げる事業、同項第
		2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

